

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

<p>蓮田杉戸線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町字山崎三一七番一地先から同郡同町字山崎四七八番一二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年八月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年八月二十九日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 八八・四〇メートル</p>	<p>備考</p>